

指定居宅介護支援事業所あそうの郷 利用契約書

社会福祉法人 愛和会

_____（以下「契約者」という。）と社会福祉法人愛和会（以下「事業者」という。）は、_____（以下「利用者」という。）が事業者から提供される居宅介護支援を受け、契約者がそれに対する利用料を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

2

第1章 総則

（契約の目的）

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。

（契約期間）

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

（居宅サービス計画の決定）

第3条 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者に対して提供して、契約者にサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

3 介護支援専門員は、利用者の置かれた状況等を考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

5 介護支援専門員は、利用者に基づいた契約であることを確保するため、利用者やその家族に対して、利用者はケアプランに位置づける居宅サービス事業所について、複数の事業所を求めることが可能であること。当該事業所をケアプランに位置づけた理由を求めることが可能であることが義務付けられました。

（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

第4条 事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

①契約者、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。

③契約者の意思をふまえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

(居宅サービス計画の変更)

第5条 契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

(介護保険施設への紹介)

第6条 事業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

(利用者等への説明)

第7条 事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

(介護支援専門員の交代等)

第8条 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交代することができます。ただし、その場合には、契約者及び利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

2 契約者は、事業者が任命した介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交代を申し出ることができます。

第2章 サービスの利用と料金の支払い

(サービス利用料金の支払い)

第9条 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。ただし、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

2 前項の他、契約者は、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅への訪問を受けて居宅介護支援の提供を受ける場合は、交通費実費相当額を事業者を支払うものとします。

(利用料金の変更)

第10条 前条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第3章 事業者の義務

(事業者の記録作成・交付の義務)

第11条 事業者は、利用者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。

2 事業者は、契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

(守秘義務等)

第12条 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

2 前項にかかわらず、利用者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第4章 損害賠償（事業者の義務違反）

(事故発生時の対応及び損害賠償責任)

第13条 当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

第5章 契約の終了

(契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第14条 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- ①利用者が死亡した場合。
- ②要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合。
- ③利用者が介護保険施設に入所した場合。
- ④事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- ⑤事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑥第15条から第17条に基づき本契約が解約又は解除された場合。

(契約者からの中途解約)

第15条 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は、契約終了を希望する日の10日前までに事業者に通知するものとします。

2 契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

(契約者からの契約解除)

第16条 契約者は、事業者若しくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- ①事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合。
- ②事業者もしくは介護支援専門員が第12条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

(事業者からの契約解除)

第17条 事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- ①居宅介護支援の実施に際し、契約者が、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②契約者又は利用者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

第6章 その他

(苦情処理)

第18条 事業者は、その提供した居宅介護支援に関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第19条 本契約に定められていない事項については、事業者は介護保険法その他処法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者	住 所	行方市青沼981-2
	事業者名	居宅介護支援事業所 あそうの郷
	管理者	伊藤 安子
契約者	住 所	
	氏 名	